

今帰仁村農業振興地域整備計画変更案の意見書の回答

	受付日	申請地番	意見	回答
1	令和8年2月10日	諸志858	農振除外を申請したのに、なぜ除外されていないのか、農業委員会から非農地証明されている。県及び村がなぜこの土地を農業振興地域に入れ続けたままにいないといけないのか？明確な回答を求めます。	諸志858の土地については、農地利用計画変更申出書を確認したところ、提出の確認ができませんでした。
2	令和8年2月12日	湧川1694-13	農業振興地域除外が認められなかった理由について、可能な範囲で具体的かつ明確な説明を賜りたく存じます。周囲は建築されている。	湧川1694-13付近の建物については、そのほとんどが農業振興地域内の農振違反と確認された建物となっております。そのため、湧川1694-13を除外すると、農用地区域が損なわれ望ましくないとされるため、除外対象から外れている。
3	令和8年2月12日	古宇利2321、2517	古宇利2321番地の除外申請を行ったが、除外されていない。羽地大川土地改良区の受益地区に入っているが代替地も用意していた。古宇利2517番地についても除外されていない、今後は家を建て民宿等の観光業を計画している。	古宇利2321番地は、利用権設定がされているため除外不可となっている。古宇利2517は10ヘクタール以上農地が連なっている圃場であり、農地区分第1種であることから除外対象から外れている。
4	令和8年2月16日	渡喜仁200-1	渡喜仁200-1の畑の一部を住宅と作業倉庫を建設したいが、なぜ除外されないのか。	ゾーニング(用途や機能、属性などの区分け)及び農地法の観点から確認を行い、除外不可と判断したので取り下げます。
5	令和8年2月16日	古宇利2517	古宇利2517番地の除外申請を行ったが、除外されていない。必要最小限、農業への影響軽微、連携強化、地域経済循環への寄与、地域福祉への貢献可能性の観点から計画の趣旨に反するものではない。羽地大川土地改良区除外済み。	10ヘクタール以上農地が連なっている圃場であり、農地区分第1種であることから除外対象から外れている。
6	令和8年2月18日	湧川1263-1、1263-2、1263-3、1263-4、1263-5、1263-6	湧川1263-1、1263-2、1263-3、1263-4、1263-5、1263-6について、除外されていないのはなぜか。当該土地は40年前から建築されており、宅地課税になっている。事務的な不備又は処理漏れの可能性がある。	住宅が建設されており違反となる可能性から除外対象から外れている。今後、一部除外を検討。
7	令和8年2月20日	渡喜仁361、354	土地所有者照屋全道氏から依頼で渡喜仁361、354の除外申請を行ったが除外されていないのはなぜか。	10ヘクタール以上農地が連なっている圃場であり、農地区分第1種であることから除外対象から外れている。
8	令和8年2月24日	崎山611-1、611-2	当該土地は、土地改良、住宅地に隣接しており、同じ形態の崎山409は除外されており、崎山611-1、611-2が除外されていない理由はなぜか。	崎山611-1、611-2は土地改良区内にあり、農地区分第1種であり転用の見込みもない。崎山409については、10戸連担で転用見込みがある。
9	令和8年2月24日	古宇利2371	古宇利2371について、農業振興地域からの除外を強く希望します。古宇利2368、2372追記。	10ヘクタール以上農地が連なっている圃場であり、農地区分第1種であることから除外対象から外れている。古宇利2368、2372は申請無し。
10	令和8年2月25日	古宇利372	観光客向け施設も建っており、観光地としての役割を担う土地と考える。羽地大川ダムの受益地区に入っていない、農地以外で使用したい。	当該箇所は、集团的農地となるため、除外対象地から外れている。
11	令和8年2月25日	古宇利376	観光客向け施設も建っており、観光地としての役割を担う土地と考える。羽地大川ダムの受益地区に入っていない、農地以外で使用したい。	当該箇所は、集团的農地となるため、除外対象地から外れている。
12	令和8年2月25日	古宇利770	近隣に宿泊施設も建設された。羽地大川ダムの受益地区に入っていない、土地所有者の持つ意向と財産権に基づく土地の使用収益を農地以外で利用したい。	10ヘクタール以上農地が連なっている圃場であり、農地区分第1種であることから除外対象から外れている。
13	令和8年2月25日	呉我山372	当該農地は、10年以上耕作放棄地となっている。身体障害があり農地の適正管理を継続することが困難である。後継者も不在であり将来営農する見込みが無く、耕作者を確保することが困難な状況である。現状放置であれば、雑草繁茂等により周辺環境への影響が懸念されるため、適正な土地利用への転換を図ることが地域の実情に即した合理的な対応であると考えます。	当該箇所は、呉我山土地改良整備地区となっているため、除外対象から外れている。
14	令和8年2月26日	古宇利2840、2847、2851、2852	令和2年12月3日付けで畑から原野に地目変更登記を行っている、地目が畑から変更されていることは農地としては不適であることを今帰仁村、沖縄県が承認したことで地目変更登記ができたと理解しているが除外できないのはなぜなのか。	古宇利2847については、除外対象となっています。古宇利2840、2851、2852については、10ヘクタール以上農地が連なっている圃場であり、農地区分第1種であることから除外対象から外れている。
15	令和8年2月26日	仲宗根803-2	申請地は、周囲には住宅も点在しており、集団農地の中心部ではないかと思えます。当該地以外に宅地用地が無く借地も困難です。	・地番803-2は一团農用地区域の中央部分に位置しており、農振法上、ゾーニング(用途や機能、属性などの区分け)の観点から望ましくない除外と判断されたため、除外対象から外れている。
16	令和8年2月26日	古宇利1062-1	農業に適していない土地で、農家住宅、倉庫として計画している。羽地大川土地改良区に入っていない土地で部落内なのに、なぜ外れないのか。	古宇利1062-1については、住宅、倉庫の面積としては、広大で妥当性がなく、一部除外が妥当であるため、除外対象から外れている。

	受付日	申請地番	意見	回答
17	令和8年2月26日	天底718、722	子供達の家を建てるために、農業用水入れています。	当該地は集団農地内にあり、周辺の農作業に支障が出ることから、除外対象から外れている。
18	令和8年2月27日	上運天55-1	農地でもないのに適用除外されなかった。どういう条件で認められなかったのか。	当該地は集団農地内にあり、周辺の農作業に支障が出ることから、除外対象から外れている。また、住宅建設においては面積が過大である。
19	令和8年3月2日	古宇利2321	古宇利2321番地の除外申請を行ったが、除外されていない。羽地大川土地改良区の受益地区に入っているが代替地も用意していた。今後は住宅を建てている。耕作が困難で、農業用水が供給されおらず、長期間農業活動が行われていない。	古宇利2321番地は、利用権設定がされているため除外不可となっている。
20	令和8年3月2日	運天1268、 渡喜仁494-1	半分の面積は店舗貸し用地、倉庫用地として地域化を図っていきたい。半分をアパート建築して土地の有効活用する計画がある。	当該地は集団農地内にあり、周辺の農作業に支障が出ることから、除外対象から外れている。
21	令和8年3月6日	古宇利367、369	なぜ、農業振興地域から除外できないのか、理由を知りたい。私の所有する土地を財産権に基づいて事業を行う希望があり、子の住居を建築したいと考えます。	当該地は集団農地内にあり、周辺の農作業に支障が出ることから、除外対象から外れている。
22	令和8年3月6日	湧川2170、2170-1、2171、2172、2175、2176、2177-1の7筆は山林原野になっています。なぜ、農振除外できないのか、説明をお願いします。	湧川2170、2170-1、2171、2172、2175、2176、2177-1の7筆は山林原野になっています。なぜ、農振除外できないのか、説明をお願いします。	2170-1、2172、2175、2176、2177-1は、羽地大川土地改良区から国営かんがい排水事業の受益地となっており、農用地としての活用が望ましいと回答を得ていることから除外対象外となっている。
23	令和8年3月6日	古宇利335-1、337-1、441-1	農振除外を3件申込みしましたが変更できませんでした。農業はやっておらず、後継者も今は農業を行う状態ではないため、次回は除外できることを願っています。	古宇利441-1については除外対象となっている。申し出が出ていない近隣筆と併せてハウスの事業性を確認したところ、除外対象から外れている。。
24	令和8年3月6日	古宇利744、759	古宇利744、759の土地を農業振興地域から除外することを希望します。子供の住居を建築するからです。	当該地は集団農地内にあり、周辺の農作業に支障が出ることから、除外対象から外れている。
25	令和8年3月9日	古宇利2324	除外申出地今帰仁村古宇利2324番地)は当社が所有しており、当社が計画しております事務所及び駐車場用地として計画しており、本事業の遂行に非常に支障をきたします。	当該地は集団農地内にあり、周辺の農作業に支障が出ることから、除外対象から外れている。
26	令和8年3月9日	古宇利797、798、804、805、2421	古宇利797、798、804、805、2421の土地について、農業振興地域から除外を希望します。土地の現況も農業に適さない状況である(土が無い)。生活できるだけの賃貸料が入ってこない、羽地大川土地改良区の受益地区でもない。	古宇利797、798、805、2421の土地について、当該地は集団農地内にあり、周辺の農作業に支障が出ることから、除外対象から外れている。804は未申請。
27	令和8年3月9日	玉城350-1	玉城350-1については、50年以上畑として利用したこともなく、農地として機能している状況ではありません。耕作できる状況でもありません。土地周辺は住宅建築が進んでいる状況です。総合的に考慮して頂きたいと思い、再度、検討して頂きたい。	当該地は集団農地内にあり、周辺の農作業に支障が出ることから、除外対象から外れている。一部除外として可能性がある。
28	令和8年3月9日	渡喜仁290、293-1、296	3つの農地を宅地にと申請いたしました残念ながら1つも宅地になりませんでした。何十年もそのままになっている土地をどう使うんですか今帰仁村役場は村民の力になってくれないんですか。	当該地は集団農地内にあり、周辺の農作業に支障が出ることから、除外対象から外れている。
29	令和8年3月9日	古宇利1965	相続後、沖縄本島に住まいと仕事をしている為、農業を考えるとなく放置しておりました。今後は、子に宅地として活用したく申請しておりました。	当該地は集団農地内にあり、周辺の農作業に支障が出ることから、除外対象から外れている。
30	令和8年3月9日	渡喜仁993-2	渡喜仁993-2の土地について農振除外申請を行いました。結果として農用地区域から除外されていません。理由についてお伺いいたします。	農振法上、ゾーニング(用途や機能、属性などの区分け)の観点から望ましくない除外と判断されたため、除外対象から外れている。
31	令和8年3月10日	古宇利2563-1、2567、2522、2707-1	農振除外申請に対する却下理由をお聞かせください。	古宇利2567申請無し。10ヘクタール以上農地が連なっている圃場にあり、農地区分第1種であることから除外対象から外れている。
32	令和8年3月11日	崎山643-1	農用地利用計画変更申出書で農用地の除外を希望している土地崎山643-1が今回の変更案において除外されていないため異議申立します。子供たちの分家住宅用地として、崎山集落で探したが代替地がなく643-1に建築することを計画しています。この土地は集落に接している他の農地に支障を及ぼす恐れがなく、土地改良受益地区からも除外されていて除外が認められない理由が見当たらないため異議申立します。	10ヘクタール以上農地が連なっている圃場にあり、農地区分第1種であることから除外対象から外れている。面積過大であり転用の見込みもないが、今後、住宅建築のため一部除外を検討する必要がある。